

別表 地下水の水質汚濁に係る環境基準

平成9年3月13日付け環境庁告示第10号（最終改正 平成26年11月17日付け環境省告示第127号）

区分	項目	環境基準	報告下限値	測定方法
1	カドミウム	0.003 mg/L以下	0.0003 mg/L	規格K0102の55.2、55.3又は55.4（準備操作は規格55、付表8）に定める方法
2	全シアン	検出されないこと	0.1 mg/L	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法
3	鉛	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L	規格K0102の54に定める方法
4	六価クロム	0.05 mg/L以下	0.04 mg/L	規格K0102の65.2に定める方法
5	砒素	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
6	総水銀	0.0005 mg/L以下	0.0005 mg/L	告示付表1に掲げる方法
7	アルキル水銀	検出されないこと	0.0005 mg/L	告示付表2に掲げる方法
8	PCB	検出されないこと	0.0005 mg/L	告示付表3に掲げる方法
9	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	0.002 mg/L	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
10	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	0.0002 mg/L	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
11	クロロエチレン （塩化ビニルモノマー）	0.002 mg/L以下	0.0002 mg/L	告示付表に掲げる方法
12	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	0.0004 mg/L	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
13	1,1-ジクロロエタン	0.1 mg/L以下	0.002 mg/L	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
14	1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	0.008 mg/L	シス体にあたっては規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあたっては、規格K0125の5.1,5.2又は5.3.1に定める方法
15	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	0.0005 mg/L	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
16	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	0.0006 mg/L	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
17	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
18	テトラクロロエタン	0.01 mg/L以下	0.0005 mg/L	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
19	1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg/L以下	0.0002 mg/L	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
20	チウラム	0.006 mg/L以下	0.0006 mg/L	告示付表4に掲げる方法
21	シマジン	0.003 mg/L以下	0.0003 mg/L	告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
22	アセナフレン	0.02 mg/L以下	0.002 mg/L	告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
23	ベンゼン	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
24	セレン	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	0.02 mg/L	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1,43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法
26	ふっ素	0.8 mg/L以下	0.1 mg/L	規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は規格K0102の34.1c）（注（6）第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び公共用水域告示付表6に掲げる方法
27	ほう素	1 mg/L以下	0.1 mg/L	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
28	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	0.005 mg/L	告示付表7に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1,43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K01020 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- 4 1, 2 ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1,5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1,5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

規格：日本工業規格

告示：昭和46年12月環境庁告示第59号